

平和記念公園周辺高潮対策検討委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、「平和記念公園周辺高潮対策検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長（以下「事務所長」という。）が平和記念公園周辺の河川整備において、治水、景観、水辺の利活用、文化財、周辺のまちづくり、観光、世界遺産・バッファゾーンへの影響など様々な視点から、工事中の一時的な影響も含め、学識経験者の意見を聴く場として設置するものである。

(組織等)

第3条 委員会は、別表で掲げる委員で構成する。

- 2 委員の任期は、平和記念公園周辺の高潮対策に関する提言をとりまとめるまでとする。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置くこととし、委員長は委員間の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、委員会の円滑な運営と進行を総括する。
- 3 委員長は委員会の秩序維持のために必要な措置を講ずることができる。
- 4 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した副委員長がその職務を代理する。

(委員会の召集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、インターネット等を利用した参加も出席とする。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 委員の代理出席は認めない。

(公開)

第6条 委員会の公開については、委員会で定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所に置く。

- 2 事務局は、委員会運営に係る庶務を処理する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、委員会で定める。

(附則)

この規約は令和 6年 9月24日から施行する。

平和記念公園周辺高潮対策検討委員会 委員名簿

氏 名	所 属	専門分野
内田 龍彦	広島大学大学院先進理工系科学研究科 准教授	河川工学
大芝 亮	広島市立大学広島平和研究所所長	国際関係論
中村 良夫	東京工業大学名誉教授	景観工学 風土学
福田 由美子	広島工業大学工学部建築工学科教授	住宅計画 住環境計画
真木 利江	広島女学院大学人間生活学部生活デザイン学科教授	建築史・意匠
三浦 正幸	広島大学名誉教授	日本建築史 文化財学
山田 知子	比治山大学現代文化学部マスコミュニケーション学科教授	地域コミュニティ 観光
吉田 幸弘	広島市立大学芸術学部デザイン工芸学科教授	プロダクトデザイン 景観デザイン

8名

(敬称略 五十音順)